那覇市議会は、2月定例会で「在沖米海兵隊員による強制わいせつ事件に対する意見書」「米軍機 の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書」「中華人民共和国の海警法施行に対する適切な対応を 政府に求める意見書」を、日本共産党も文書作成などに力を尽し、全会一致で採択しました。

## 中華人民共和国の海警法施行に対する適切な対応を政府に求める意見書

尖閣諸島は、日本政府が明治 28 年に沖縄県への所轄決定をして以来、かつお節工場を操業し、漁業や林業を 営んだ経緯がある。昭和 35 年に中国政府が発行した「外国地名手冊」には、明確に日本領と記されている。尖 閣諸島は、歴史的にも、国際法上も我が国固有の領土である。

然るに、2020年 1年間で尖閣諸島接続水域に入域した中国公船は延べ 1161隻、領海侵入については 88 隻にのぼり、本市・本県の漁業者はもとより、我が国の漁業者が安心して 操業できないという極めて憂慮すべ き看過できない事態となっている。

そのようなもとで、日本でいう海上保安庁にあたる中国海警局は、2018年に行政機関であった国家海洋局か ら中央軍事委員会傘下である中国人民武装警察部隊に管理が移り、海警局局長及び北海分局、東海分局並びに南 海分局各局長は中国海軍出身者が占め、第 2 の海軍と言われるほど政府は力を入れてきている。2 月 1 日に施 行された中国海警法には、「中国管轄下にある海域に違法に入った外国の船舶を強制的に排除する権限を盛り込 んだうえで、違法な活動を行う船が停止命令や立ち入り検査に従わない場合は、武器の使用を認める」との規定 があり、県民や関係者の懸念が強まっている。中国海警法は、領海において沿岸国が強制措置をとることを限定 的に認めている国連海洋法条約の原則を大きく逸脱するものであり、「わが国の管轄海域」の無限定性と相まって、 国連海洋法条約の原則と条文をあからさまに無視した、国際法違反を多くの有識者も指摘している。

ところが、日本政府は、「深刻な懸念」「同法が国際法に違反する形で運用されることはあってはならない」と 表明するにとどまっていて、国際法違反との指摘には慎重となっている。中国海警法の施行により緊迫した尖閣 諸島周辺における一番の被害者は沖縄県民であり、尖閣諸島という優良な漁場で漁ができないばかりか、那覇市 にも拠点をもつ海上保安庁及び自衛隊等の隊員の身の危険も高まっていると言わざるをえない。

日本政府は、県民や関係者の懸念にこたえて、海警法自体が国際法違反であることを指摘し、その撤回を求め る外交的対応を行うべきである。

よって、我が国の主権と市民・県民・関係者の安全・安心と経済活動を守るため、関係機関へ下記を強く要求する。 記

- 1 中国政府に対し、国際法違反の海警法施行及び中国公船による尖閣諸島の領海侵入、接続水域入域に強く抗 議し是正を求めること
- 2 日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であるという毅然たる態度を堅持し、中国政府に対し、国連憲章 と国際法の順守を求め、国際社会と連携し平和・外交的に問題解決を図ること。
- 3 本市・本県をはじめとする我が国の漁業者が同諸島海域において、安心して操業できるよう適切な措置をと ること。
- 4 第11 管区海上保安本部の監視・警備体制等の態勢強化を図ること。
- 5 尖閣諸島を漁場とする漁業関係者に対し適切な経済支援を行うこと 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。 令和3年(2021年)3月9日

那覇市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣、 意見書あて先 国土交通大臣、海上保安庁長官、防衛大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)

## 日本共産党那覇市議団ニュース 23 号 2021年3月18日

監査・都市建設環境委員 教育福祉委員 団長古堅 茂治

幹事長 湧川 朝渉

総務委員 政策調查 我如古 一郎 委員長

厚生経済委員長

教育福祉委員

政策調査 前田 千尋 副委員長

みなさんの ご意見、ご要望を お気軽にお寄せ下さい

総務副委員長 政策調査 宮里 昇 副委員長

会計長 上原 安夫

西中間 久枝 副会計長

発行:日本共産党那覇市議団 那覇市泉崎1-1-1市役所4階 電話:862-8268 FAX867-3170 コロナ問題など、お困りごとは、お気軽にご相談ください。 メール: jcp-naha@nirai.ne.jp

厚生経済委員